

平成19年度

島根県歳入歳出決算審査意見書

島根県運用基金運用状況審査意見書

(概 要)

平成20年11月

島根県監査委員

歳入歳出決算

1 審査の対象

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成19年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書について審査を行った。

審査の対象とした会計は、次のとおりである。

島根県一般会計	
島根県証紙特別会計	島根県立中海水中貯木場特別会計
島根県市町村振興資金特別会計	島根県臨港地域整備特別会計
島根県農林漁業改善資金特別会計	島根県流域下水道特別会計
島根県母子寡婦福祉資金特別会計	島根県営住宅特別会計
島根県中小企業近代化資金特別会計	島根県公債管理特別会計

2 決算計数の確認

平成19年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書等は、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、その計数は正確であることを確認した。

3 決算の概要

平成19年度の決算の状況は次のとおりである。

一般会計の歳入決算額は5,165億8,090万7,163円で、歳出決算額は5,122億9,801万3,074円であり、歳入歳出の差引額は42億8,289万4,089円であった。

さらに、これから翌年度へ繰り越すべき財源の15億9,917万9,500円を差し引いた実質収支額は26億8,371万4,589円の黒字であった。

特別会計は10の会計があるが、各会計を単純に合算した歳入決算額は1,330億9,817万682円で、歳出決算額は1,251億4,552万811円であり、歳入歳出の差引額は79億5,264万9,871円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源の7,270万円を差し引いた実質収支額は78億7,994万9,871円の黒字であった。

決算の概要

(単位：円)

区 分	一般会計	特別会計
歳入決算額	516,580,907,163	133,098,170,682
歳出決算額	512,298,013,074	125,145,520,811
歳入歳出差引額 =	4,282,894,089	7,952,649,871
翌年度へ繰り越 すべき財源	1,599,179,500	72,700,000
実質収支額 = -	2,683,714,589	7,879,949,871

4 財政の運営状況

平成19年度の県全体の財政運営の状況については、一般会計と特別会計（流域下水道特別会計など企業的経営を行う3つの特別会計を除く。）との会計間の繰入・繰出の重複額を控除して合算した純計額である普通会計でみると、次のとおりである。

(1) 収支の状況

歳入総額は、5,250億6,117万円余と前年度に対し2.8%の減、歳出総額は、5,141億8,512万円余で前年度に対し2.2%の減となった。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、108億7,605万円余であり翌年度繰越財源の80億9,234万円余を差し引いた実質収支は、27億8,370万円余の黒字であった。

収支の状況

(単位：千円・%)

区 分	平成19年度 (A)	平成18年度 (B)	増減額 (C)-(A)	増減率 (C)/(B)
歳入総額	525,061,174	540,321,092	15,259,918	2.8
歳出総額	514,185,122	525,864,453	11,679,331	2.2
形式収支 = -	10,876,052	14,456,639	3,580,587	24.8
翌年度繰越財源額	8,092,348	9,687,151	1,594,803	16.5
実質収支 = -	2,783,704	4,769,488	1,985,784	41.6
単年度収支 = - H18	1,985,784	2,458,342	4,444,126	180.8
財政調整基金積立額	6,961	920	6,041	656.6
公債費繰上償還額	1,102,320	1,799,172	696,852	38.7
財政調整基金取崩額	6,961	920	6,041	656.6
実質単年度収支 = + + -	883,464	4,257,514	5,140,978	120.8

(2) 財政分析指標等の状況

決算の状況を分析してみると次のとおりである。

財政分析指標等の状況

指 標	単位	島 根 県				全 国 平 均	
		平成19年度	順位	平成18年度	順位	平成19年度	平成18年度
財政力指数	-	0.23663	47	0.22688	47	0.49715	0.46365
経常収支比率	%	94.9	11	94.1	30	96.8	93.4
公債費負担比率	%	30.6	47	31.4	47	21.2	21.4
起債制限比率	%	16.3	46	16.5	47	11.9	12.3
実質公債費比率	%	17.8	45	18.1	44	13.5	14.4
県民1人当たり 地方債現在高	千円	1,378 (1,398)	47	1,397 (1,408)	47	749	736
積立基金現在高	百万円	75,402	11	85,452	11	87,759	83,150

注：(1) 順位は、良好な状況の順である。

(2) 経常収支比率は、臨時財政対策債、減収補てん債(特例分)を含む。

(3) 県民1人当たり地方債現在高は、平成17年国調人口による。

()は、各年10月1日現在の推計人口による。

(4) 積立基金現在高は、減債基金のうち満期一括勘定分を含まないものである。

(5) 平成19年度の全国平均は暫定値である。

5 審査意見

1 総括意見

平成19年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算に係る計数は、決算書、同付属書、関係諸帳簿及び証拠書類等を照合審査した結果、正確であることを確認した。

また、予算の執行、会計及び財産に関する事務については、おおむね適正に行われているものと認めた。

2 付帯意見

平成19年度の決算について、次のとおり意見を述べる。

(1) 財政運営について

平成19年度決算について審査を行った結果、歳入総額は5,250億円余で前年度に対し2.8%減少し、歳出総額は5,141億円余で前年度に対し2.2%減少しており、歳入・歳出規模は、平成14年度以降6年連続の減少となった。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく平成19年度決算に係る財政健全化判断比率については、実質公債費比率を始めとする4指標の全てが早期健全化基準を下回っている。流域下水道特別会計など企業的経営を行う3つの特別会計の資金不足比率についても、経営健全化基準を下回っている。

本県では平成16年10月に策定した「中期財政改革基本方針」において、中期的な構造的収支不足を450億円程度と見込み、このうち300億円程度を解消することを目標として財政改革に取り組み、目標の平成18年度までで309億円の収支改善が図られたところである。

しかしながら、現在国が進めている国、地方を通じた歳出改革に伴い、本県の財政は依然として厳しい状況が見込まれることから、昨年10月には平成20年度からおおむね10年間を期間とする「財政健全化基本方針」を策定し、特に平成20年度から23年度までの4年間については集中改革期間として抜本的な改革に取り組み、集中改革期間後においても定員削減の計画的な実施等により更に収支改善を図り、おおむね10年後において一定程度の基金（130億円）を確保しつつ収支の均衡を目指すこととされたところである。

については、平成20年度から始まった財政健全化基本方針に定める各般にわたる取組について、県民への影響が大きい公共事業費や補助金の削減等を行うに当たっては県民に十分な説明を行う等の配慮を行いながら、着実にその取組を進められたい。

なお、地方公共団体に対しては公会計の整備が要請されているが、国から求められている平成21年秋からの新たな公会計制度に基づく財務情報の開示に向けて、発生主義を活用し、複式簿記の考え方を導入した財務書類の作成を進められたい。

(2) 会計及び財産に関する事務について

収入未済額の縮減について

平成19年度の収入未済額は、現年度分5億5,291万円余、過年度分30億8,711万円余、総額36億4,002万円余で、前年度に比べ現年度分が5億3,752万円余（49.3%）減少、過年度分が3億8,294万円余（14.2%）増加し、総額では1億5,458万円余（4.1%）減少している。

収入未済の主なものは、県税が10億7,909万円余、中小企業近代化資金貸付金が21億2,554万円余、母子・寡婦福祉資金貸付金が1億8,888万円余となっている。

厳しい財政状況が続く中で収入未済額の縮減は大きな課題であり、滞納分についてはその内容を分析し、弁護士の活用等を含め、実態に応じた適切な収納対策を講じられたい。

ア 県税

県税については、総額10億7,909万円余の収入未済額があり、その額は前年度に比べ5,682万円余減少している。

これは、個人県民税の収入未済額が増加したものの、他の法人事業税や自動車税等について縮減が図られたことによる。なお、全体の徴収率は前年度に比べて0.2ポイント上昇し、全国第2位となる98.2%となった。

県税は自主財源の根幹をなすものであり、着実に税収を確保することは益々重要になっている。

特に、個人県民税については、平成18年度の税制改正により、所得税からの税源移譲が平成19年から実施されたことで大幅に税収が増加することになった。個人県民税の徴収体制については、これまでも相互併任制度など市町村との連携を進めることで成果を挙げられているところであるが、税源移譲の実施に伴い収入未済額が増加することも懸念されることから、今後一層市町村との連携を強化され徴収率の向上に取り組まれない。

また、今後とも、電子収納、コンビニ納付等の納税者に利用しやすい納税方法について一層の周知を図り、収入未済額の縮減に努められたい。

県税の状況 (単位：千円・%)

区 分	17年度	18年度	19年度	増減()額	増減率
調 定 額	61,277,796	62,515,822	71,427,225	8,911,403	14.3
収入済額	60,003,565	61,275,828	70,132,866	8,857,038	14.5
個人県民税	9,555,939	10,325,615	18,679,115	8,353,500	80.9
法人事業税	16,393,178	16,947,744	17,450,658	502,914	3.0
自動車税	9,394,146	9,212,744	9,094,009	118,735	1.3
その他	24,660,302	24,789,725	24,909,084	119,359	0.5
不納欠損額	156,810	104,073	215,260	111,187	106.8
収入未済額	1,117,421	1,135,921	1,079,099	56,822	5.0
個人県民税	485,512	440,145	563,394	123,249	28.0
法人事業税	118,017	174,015	69,411	104,604	5.0
自動車税	339,687	294,307	243,663	50,644	17.2
その他	174,205	227,454	202,631	24,823	10.9
徴 収 率	97.9	98.0	98.2	-	-

注：増減額及び増減率は、19年度の対前年度比である。

イ 中小企業近代化資金貸付金

中小企業近代化資金貸付金については、21億2,554万円余の収入未済額があり、その額は前年度に対し2.7%減少している。

なお、この中には平成17年度に発生した特定小売業店舗共同化資金貸付金に係る大型商業施設の民事再生申立等に伴う収入未済額11億2,548万円余及び平成18年度に発生した共同店舗の破産申し立て等に伴う収入未済額6億1,838

万円余が含まれており、これらを除く収入未済額は、3億8,167万円余で、前年度に比べ2,310万円余（ 5.7%）減少している。

経済状況が厳しさを増す中で収入未済額の増加も懸念されることから、今後とも適切な債権管理を行うとともに、延滞の未然防止及び回収について積極的に取り組み収入未済額の縮減に努められたい。

中小企業近代化資金貸付金の状況 (単位：千円・%)

区 分		17年度	18年度	19年度	増減()	増減率
貸付金	件数	133	174	102	72	41.4
元利収入	調定額	5,417,478	5,199,181	5,312,420	113,239	2.2
収入済額		3,786,657	3,013,775	3,186,879	173,104	5.7
不納欠損額		0	0	0	0	-
収入未済額		1,630,821	2,185,406	2,125,541	59,865	2.7
	現年度分	1,195,947	618,437	2,276	616,161	99.6
	過年度分	434,874	1,566,969	2,123,265	556,296	35.5
償還率		69.9	58.0	60.0	-	-

注：(1) 17年度の償還率は、17年度の民事再生申立等に伴う延滞分を除くと89.5%である。

(2) 18年度・19年度の償還率は、17年度の民事再生申立等に伴う延滞分及び18年度の破産申し立て等に伴う延滞分を除くと、18年度は87.3%、19年度は89.2%である。

(3) 増減額及び増減率は、19年度の対前年度比である。

ウ 母子・寡婦福祉資金貸付金

母子・寡婦福祉資金貸付金については、1億8,888万円余の収入未済額があり、前年度に対し7.4%増加しており、償還率は年々低下し47.1%となった。

収入未済額は年々増加しており、現年度分と過年度分ともに増加してきているところであるが、特に現年度分の増加率が大きくなっている。

については、償還計画についての細やかな指導、生活状況等の把握、滞納初期段階での迅速な対応などにより収入未済額の縮減に努められたい。

母子・寡婦福祉資金貸付金の状況

(単位：千円・%)

区 分	17年度	18年度	19年度	増減()	増減率
貸付金	44,188	43,481	46,184	2,703	6.2
件数					
元利収入	364,497	362,939	357,612	5,327	1.4
調定額					
収入済額	194,983	187,144	168,396	18,748	10.0
不納欠損額	1,554	0	334	334	-
収入未済額	167,960	175,794	188,881	13,087	7.4
現年度分	21,364	24,471	27,799	3,328	13.6
過年度分	146,596	151,323	161,082	9,759	6.5
償還率	53.5	51.6	47.1	-	-

注：増減額及び増減率は、19年度の対前年度比である。

会計事務の適正な執行について

定期監査において、支出負担行為を整理する時期が適当でないもの、契約書の記載内容が適当でないもの、物品の使用責任者が適当でないもの、支出の諸帳簿の記載内容が適当でないものなど、基本的な会計事務について不適切な執行が見受けられた。

については、職員の自己研鑽はもとより、研修の充実や会計事務の指導の徹底により適正な会計事務の確保に努められたい。

歳入の早期確保について

歳入の早期確保については、昨年、収入調定の遅延、納入通知書の発行の遅延、納期内収入の取組の不徹底、国庫補助金等の概算払請求の遅延などに対し歳入の早期確保に向けた取組について意見を述べたところであり、このうち国庫補助金等の概算払請求の遅延については、請求時期の早期化への取組など一定の改善が見られるところである。

しかしながら、平成19年度の資金収支については、国からの地方交付税が交付される6月、9月、11月の一定期間以外はほとんどの期間が赤字となっており、収支不足については各種の基金の運用により対応されているが、これらの基金についても今後減少することが見込まれている。

については、引き続き、歳入の早期確保について積極的に取り組まれたい。

普通財産の有効活用について

普通財産の有効活用については、管財課に県有財産活用推進スタッフが平成18年度に配置され、普通財産の売却、譲与等財産の有効活用に積極的に取り組まれたところである。

県財政については厳しい状況が続いており、今年度から取り組まれている財政健全化基本方針において、未利用財産や所有する必要性の低い財産の売却及び有効活用の促進等による財源確保のための取組が求められているところである。

については、引き続き各財産ごとにその有効活用について検討し、売却することが適当と認められる財産については、需要に応じた処分方法の検討や県民への積極的な情報提供を行うなど処分に向けた取組を一層進められたい。

普通財産の処分等の状況

(単位：千㎡)

区 分	土 地			建 物			
	17年度	18年度	19年度	17年度	18年度	19年度	
年度当初面積	1,279	1,223	1,829	56	61	114	
年度中処分面積	148	215	64	11	30	10	
内 訳	売 払	21	63	40	6	10	1
	交 換	0	69	0	0	1	0
	譲 与	119	59	23	2	14	0
	分 類 替	8	24	1	0	1	1
	解体撤去	-	-	-	3	4	8

注：(1) この表に掲げる普通財産には、職員宿舍を含まない。

(2) 年度当初面積は、行政財産の用途廃止等による増加分を含む。

(3) 年度中処分面積は、県の組織の中で所管換・所属替されたものを除く。

(4) 分類替は、普通財産から行政財産へ分類替されたものである。

平成 1 9 年度

島根県運用基金運用状況審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

地方自治法第241条第5項の規定により、審査に付された平成19年度における島根県土地開発基金、島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金貸付基金及び島根県美術品等取得基金に係る運用状況について審査を行った。

第2 審査の結果と意見

平成19年度における各基金の運用状況は、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、その計数は正確であり、それぞれの設置目的に沿って、おおむね適正に運用されているものと認められた。

なお、運用状況に対する意見は次のとおりである。

1 島根県土地開発基金

この基金は、公用若しくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るための資金として運用するものであり、平成19年度の運用状況をみると、土地の取得は無く、基金利子収入など現金の増加のみであった。

今後とも、土地取得需要の的確な把握に努め、効果的な運用を図られたい。

(単位:円・㎡)

区 分	平成18年度末 現 在 高	平成19年度中増減高		平成19年度末 現 在 高
		増 加	減 少	
基金総額	7,558,047,090	27,157,748	0	7,585,204,838
内 訳	現金	6,065,488,951	27,157,748	6,092,646,699
	土地 (面積)	1,492,558,139 (23,550.12)	0 (0)	1,492,558,139 (23,550.12)

2 島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金貸付基金

この基金は、発電用施設の周辺地域における企業立地その他の雇用の増大を伴う事業活動の促進を目的とした資金の貸付を円滑かつ効率的に行うためのものであり、平成19年度の運用状況をみると、貸付実績は無く、平成10年度以降貸付実績がない状況が続いている。

新規貸付のない主な要因として、他の資金に比べ貸付要件が厳しいことが考えられる。なお、国において、平成20年4月1日付けで「電源立地地域対策交付金の運用について（通達）」の一部が改正され、貸付要件が緩和されたところであるので基金の有効活用が図られるよう努められたい。

(単位：円)

区 分	平成18年度末 現 在 高	平成19年度中増減高		平成19年度末 現 在 高	
		増 加	減 少		
基金総額	443,956,999	2,090,044	0	446,047,043	
内 訳	現金	443,956,999	2,090,044	0	446,047,043
	債 権 (貸付金)	0	0	0	0

3 島根県美術品等取得基金

この基金は、美術品その他の芸術、歴史及び民族に関する資料の取得を円滑に行うための資金として運用するものであり、平成19年度の運用状況をみると、美術品等の取得金額は267万円余で、前年度に比べ4,114万円余の減となっているが、基金の現金残高は2,830万円余となり、美術品等の取得が極めて困難な状況となっている。なお、本県出身の作家等に対して定期的にコンタクトをとり信頼関係構築に努めながら、作品の寄贈・寄託につながる活動がされている。

美術品等の取得に当たっては引き続き厳選に努めるとともに、基金の今後のあり方について検討されたい。

(単位：円)

区 分	平成18年度末 現 在 高	平成19年度中増減高		平成19年度末 現 在 高	
		増 加	減 少		
基金総額	1,000,000,000	2,677,500	2,677,500	1,000,000,000	
内 訳	現金	30,980,955	0	2,677,500	28,303,455
	物 品	969,019,045	2,677,500	0	971,696,545

4 島根県美術品等取得基金（教育分）

この基金は、古代出雲歴史博物館及び古代文化センターの展示・調査研究用資料を円滑に収集するための資金として運用するものであり、平成19年度の運用状況をみると、美術品等の取得金額は2,167万円余であり、前年度に比べ3,983万円余の減となっている。

美術品等の取得に当たっては、引き続き厳選に努め、基金の効果的な活用を図りたい。

(単位：円)

区 分	平成18年度末 現 在 高	平成19年度中増減高		平成19年度末 現 在 高
		増 加	減 少	
基金総額	1,000,000,000	21,671,330	21,671,330	1,000,000,000
内 現金	816,973,358	0	21,671,330	795,302,028
内 物品	183,026,642	21,671,330	0	204,697,972